

南幌町議会政務調査費に関する住民監査請求の監査結果（広報掲載用）

1 請求書の提出

平成17年6月28日

2 請求の内容

(1) 主張の要旨

政務調査費収支報告書を閲覧し、添付されている領収書、購入リストに疑念を抱き、購入実態解明のための調査結果から、政務調査費の支出について、3件の不自然且つ不可解な書籍の購入実態が伺われた。

請求人は疑念を打ち払うべく調査をしたが、その内2件の資料購入費の支出はきわめて不自然且つ不可解であり、疑念は増幅される結果となった。

この2件については、作為的・虚偽的な支出報告をなし、政務調査費を不正に取得したものと断定するものではない。ただそう推認せざるを得ない部分がある調査結果である。

その他1件については、政務調査費の交付は議員の身分に専属するものであり、かつ使途基準に従って事実支出した額のみが交付されることを意味しているもので、一部の資料購入は政務調査費の交付の対象とはなりえないものである。

(2) 措置要求

資料購入費の使途が極めて不透明かつ不当にもかかわらず、購入リスト及び領収書と購入書籍を照合するなど、きわめて簡単な確認作業すらすることなく、条例、規則に照らしても政務調査費の使途の透明性がことさら強く求められているのを十分に承知しながら、漫然と支出するにまかせたのは、地方自治法第221条に照らして違法又は不当な支出と断ぜざるを得ない。よって証拠書類を調査し、南幌町に損害を与えた違法又は不当な支出分を南幌町長に賠償させるか、当該議員に返還請求させるかの措置を講じるよう求める。

あわせて、違法行為を確認したならば、速やかに南幌町長に対し刑事告訴等の手続きをとるよう勧告することを求める。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与え、次の点が補足され

た。

- ① 2件の資料購入については、それが事実であれば、非常に極めて悪質な事案であると考えざるを得ない。民法の悪意の不当利得が考えられ、当該資料購入費全額の返還。
- ② その他1件については、資料購入費のうち3冊分に相当する額の返還。
- ③ 事実損害が発生したとしたら、政務調査費に関する条例規則の改正。

(2) 監査の対象事項

平成16年度に、町長が交付した3件の政務調査費について、南幌町議会政務調査費の交付に関する条例及び南幌町議会政務調査費交付に関する規則に規定する事項に逸脱する、違法・不当な財務会計上の行為があったとする事項を対象とし、刑事告訴等の手続きについては対象外とした。

(3) 監査の対象部局

議会事務局

4 監査の結果

(1) 監査委員の判断

① 2件の資料購入費に対する支出について

事実関係の確認から、平成16年度の2件の書籍購入費の請求については、購入リストに記載されている一部の書籍は購入されているが、実際に購入されていない書籍もあり、購入リストに基づき発行された領収書により請求されたものである。

なお、請求人は、購入リスト・領収書・書籍現物との照合を怠ったと主張しているが、領収書は本来購入した段階で発行されるものであり、それを確認できる購入リストとの照合を行い、更には議会議員と議会事務局の信頼関係において、当然不正などはないことを前提として処理を行っていることから、議会事務局が漫然と支出を行ったものとは考えられない。

以上のことから、請求人の主張する職員が行った違法・不当な支出とは理由は異なるが、議会議員が行った違法・不当な請求による政務調査費の使用であると判断する。

② その他1件の資料購入費に対する支出について

事実関係の確認から、本人が政務調査費の処理について議会事務局に確認を行ったが、議会事務局の処理手続きの誤りにより返還の手続きが行われなかったものと判断する。

(2) 町長に対する勧告

本件、平成16年度の政務調査費の交付に関し、条例規則に違背した支出があることが判明したから、当該議会議員に対し、収支報告書の訂正を求めるほか、次のとおり必要な措置を講ずるよう町長に勧告する。なお、これらの措置については、本件勧告の日から30日以内に講じられることを求める。

- ① 書籍購入費のうち、平成17年3月17日請求分と平成17年3月18日請求分の2件については全額の返還に加え、その損害(利息)の補填を求める。
- ② 書籍購入費のうち、平成16年5月12日請求分については、本人に違背した行為はないが、条例の規定により書籍購入費の一部返還を求める。

(3) 意見

本件請求における監査委員の判断は、以上のとおりであるが、今回の政務調査費の監査を通じ、以下のとおり意見を述べる。

- ① 議員においては、政務調査費の使用にあたり町民への説明責任の充実にさらに図るため、政務調査費のあり方について積極的に議論し、より良い制度を構築し町政発展に寄与されたい。
- ② 議会事務局においては、公金である政務調査費の所管部局として、条例等の運用を再確認するとともに、政務調査活動を制約しない範囲において、収支報告書と支出伝票及び証拠書類等との照合を行うなど、必要体制を整備すべきと考える。

住民監査請求に係る勧告に伴う措置結果の公表

議会議員政務調査費に関する住民監査請求の監査結果による勧告について、町長から次のとおり措置した旨通知があったので、その内容を公表します。

南 第 総 ～ 財 号
平成17年8月19日

南幌町監査委員 久 世 敏 夫 様
同 竹居田 新 次 様

南幌町長 三 好 富士夫

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成17年8月10日付け南第監査号の勧告について、地方自治法第242条第9項の規定により、本日付けで各位に対して下記のとおり必要な措置を講じたので通知します。

記

- 1 田島秀樹議員に対する措置
平成17年3月30日付けで交付した政務調査費 52,686円を法定利息とともに平成17年9月2日までに返還すること。
- 2 落合 進議員に対する措置
平成17年3月30日付けで交付した政務調査費 20,226円を法定利息とともに平成17年9月2日までに返還すること。
- 3 三好富士夫前議員に対する措置
平成16年5月28日付けで交付した政務調査費 7,080円のうち1月から3月までの月割額 1,770円を平成17年9月2日までに返還すること。
- 4 なお、それぞれ提出のあった平成16年度政務調査費収支報告書の訂正を行うこと。

※ 町長からの措置通知に基づき、3名においては措置されたとおり政務調査費を8月19日付けで返還し、政務調査費収支報告についても訂正を行ったことを確認しています。

監査結果についてのお知らせ

9月1日発行の広報なんぼろに掲載いたしました、議会議員政務調査費に関する住民監査請求の監査結果につきましては、内容を抜粋して掲載したものであります。

監査結果全文については、役場議会事務局又は町情報コーナー（役場1階、あいくる、ふれあい館）にてご覧いただけます。